

## 別表六の二（二十二）付表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6  
第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合  
等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場  
合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと  
に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括  
弧の中に記載してください。